

## 「税理士のための成年後見ガイドブック」及び「税理士のための成年後見Q&A」補訂事項

平成30年5月

### 「税理士のための成年後見ガイドブック」

頁	行	該当箇所	補訂
3	下3	法定後見制度が、既に本人が判断能力を欠いている場合に適用される制度であるのに対し、任意後見制度は、 <u>事前的な措置を自らが定めること</u> を目的とした新しい制度です。	法定後見制度が、既に本人が判断能力を欠いている場合に適用される制度であるのに対し、任意後見制度は、 <u>将来、判断能力が不十分になった場合の措置を自ら備えること</u> を目的とした新しい制度です。
6		<b>6 成年後見制度利用促進法の成立</b> <b>(3) 成年後見制度利用促進計画</b>	<b>(3) 成年後見制度利用促進基本計画</b>
19	2	任意後見制度とは、2000年(平成12年)の改正により新しく設けられた制度であり、本人の判断を事前に決め能力が健常なうちに、将来の認知症等の発症による判断能力が低下したときに備えて任意後見人や支援の範囲等を公正証書により契約を締結し、実際に判断能力が低下したとき家庭裁判所による任意後見監督人の選任によってその契約の効力が生じる制度のことであります。	任意後見制度とは、2000年(平成12年)の改正により新しく設けられた制度であり、本人が契約の締結に必要な判断能力を有しているうちに、将来の認知症等の発症による判断能力が低下したときに備えて任意後見人や支援の範囲等を公正証書により契約を締結し、実際に判断能力が低下したとき家庭裁判所による任意後見監督人の選任によってその契約の効力が生じる制度のことであります。
23	1	③即効型 <u>判断能力が多少不十分であっても契約締結時に意思能力がある者が、任意後見契約を締結と同時に又は直後に、任意後見監督人を選任し、契約を直ちに発効させる形態です。</u>	<u>判断能力が多少不十分であるが契約締結時に意思能力はある者が、任意後見契約の締結と同時にあるいはその直後に、任意後見監督人の選任を申立て、契約を直ちに発効させる形態です。</u>
	6、7	即効型については、契約の時点で判断能力がある程度低下していることが明らかであるため、契約の有効性について争いが生じるおそれがあること、 <u>任意契約受任者に都合のよい契約になっていないか</u> という問題点が生じる可能性もあり、 <u>補助の申立をすることが望ましいです。</u>	即効型については、契約の時点で判断能力がある程度低下していることが明らかであるため、契約の有効性について争いが生じるおそれがあること、 <u>任意後見契約受任者に都合のよい契約になっていないか</u> という問題点が生じる可能性もある <u>ので、法定後見制度の利用を検討すべき場合もあります。</u>

### 「税理士のための成年後見Q&A」

頁	Q	該当箇所	補訂
36	5-5	<b>【解説】</b> 成年被後見人からの遺贈の申し出は断るべきです。ただし、成年後見人が直系血族、配偶者又は兄弟姉妹である場合には、可能です。	成年被後見人からの遺贈の申し出は断るべきです。 <u>これは、第三者後見人あるいは専門職後見人として留意すべきことです。</u> ただし、成年後見人が直系血族、配偶者又は兄弟姉妹である場合には、可能です。